

札幌市情報共有システム実施要領（土木工事）

（目的）

第1条 札幌市が発注する土木工事において、情報共有システムを使用するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって、業務効率化を実現するシステムをいう。

（2）ASP方式

情報共有システム提供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能を、ネットワーク経由のクラウド上で提供する方式をいう。

（3）受注者

受注者とは、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（4）発注者

発注者とは、受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員を主に指す。検査職員や発注担当課職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（対象工事）

第3条 札幌市が発注する全ての土木工事（設計金額250万円超）を対象とする

2 受注者希望型では、情報共有システムを使用するかは選択することができる。

3 発注者指定型とする場合は、特記仕様書等に情報共有システム実施工事である旨を明示する。

4 発注者指定型工事であっても、契約後やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により適用外とすることができる。（やむを得ない理由例 「通信環境により使用できない」）

（システム）

第4条 使用するシステムは、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有シ

- システム機能要件」を満たすものとする。なお、工事着手日における最新版を適用する。
- 2 使用するシステムは受注者が選択し、発注者の承諾を得るものとする。
 - 3 システム提供方式はASP方式とする。
 - 4 発注者及び受注者が使用するシステムのサービス提供者との契約及び利用料金の支払いは、受注者が行うものとする。
 - 5 システムに係る費用は、共通仮設費率に含まれる。

(工事帳票)

- 第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、土木工事共通仕様書で定義する書面として認めるものとする。
- 2 情報共有システムで使用する工事帳票の様式については、札幌市土木工事共通仕様書等で定められている様式の使用を原則とするが、類似する国等の工事帳票の様式を使用することも可能とする。

(納品)

- 第6条 システムで処理された工事帳票については、電子媒体（DVD-R等）により発注者へ提出することを原則とする。なお、提出にあたっては札幌市「電子納品に関する手引き」によること。

(検査)

- 第7条 システムで処理された工事帳票については、電子媒体での検査を原則とする。

(その他)

- 第8条 第4条にある国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」について、下記の国土交通省ホームページ、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況の関連資料」にあるものとする。

https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する